

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

3月19日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所別館3階中会議室

3 出席者

（委員）内山泰造，梅津和宏，亀田成春，小林暁子，嶋原文雄，玉木 健，常見信代，西本仁久，林 和宏，松井英美子，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）裁判官石井伸興，事務局長寺田鉄朗，刑事首席書記官空井克憲

（庶務）織田裕彦，安藤正樹，高嶋博之

4 議事トピックス

(1) 第21回委員会においては、まず、石井裁判官から「裁判員裁判における判決書について」説明があり、それについて協議が行われました。

協議の中で、取り上げられた主な事項は、次のとおりです。

ア 裁判員裁判における判決書は、ポイントを絞った分かりやすいものとなることが想定されている。

イ 検討されているサンプルは、まだまだ一般の人から見て、分かりやすい表記という点から改善の余地があるのではないか。

ウ 実際に評議終了後の短い時間でどの程度の判決書が作成されるのか。

(2) 次に、石井裁判官から「刑事裁判における被害者参加について」説明があり、それについて協議が行われました。

協議の中で、取り上げられた主な事項は、次のとおりです。

ア 裁判員裁判において、被害者の声や情に影響され、これまでの常識と異なる判断がされてしまうのではないか。

イ 逆に、法廷に参加しない被害者の声をきちんと考えることが大切である。

(3) 最後に、次回委員会におけるテーマについては、各委員の意見を受け、1時間程度の枠で「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」を取り上げ、障害者の意見を聞くこととし、30分程度「裁判員制度について」、残りの30分程度「民事事件の概況について」報告、協議することとされました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

(1) 委員の自己紹介及び委員長の選任について

ア 委員の自己紹介

山崎委員(前札幌地方裁判所長)の異動に伴い、新たに委員となった梅津委員(現札幌地方裁判所長)から自己紹介がありました。

イ 委員長の選任について

委員長であった山崎委員の異動に伴い、委員長職が空席となっているため、以下のような議論がなされました。

前委員長の選任の際に、委員長が異動により交代したときには改めて選任をし直すこととすると記憶しています。そして、本日提出した要望書に記載のとおり、本委員会の性格からすると、委員長は、法曹三者以外の方から選任されるべきと考えます。委員長が裁判所の管理者の立場にある所長であると、どうしてもテーマの設定、議事の進め方など裁判所の意向で進められていくことになってしまうように思います。

テーマについては、確かに、委員の方から、もっといろいろ出してよい、出すべきだったと思っていますが、委員長については、特に、所長であったからといって、特に不都合はなかったと思っています。

一般論としては、この委員会が市民の声を裁判所の運営に反映させるというものですので、委員長が裁判所の長であることは違和感があると思います。しかし、実際には、所長以外の方が委員長となると、その方の負担が重いことも考えなければいけないと思います。所長である前委員長の委員会の進め方について、特にやりにくいこともなかったと思いますし、とりあえず第三期の委員の任期末の7月までは、所長に委員長をやっていただいてもよいと思います。

第三期の任期末までは、実のある議論をした方がよいと思いますので、委員長の選任の議論は、次期の委員会においてしていただければよいと思います。

以上の議論を踏まえ、梅津委員が、第三期の残任期中(7月末まで)は委員長の職にあり、委員長として議事を進めることにつき了承されました。

(2) 裁判員裁判における判決書について

石井裁判官から、模擬裁判で作成された判決書例を示しながら、裁判員裁判における判決書について説明がありました。

見ていただいている判決書は、裁判員裁判の判決書がこうであるというものではなく、一つの例として示したものです。裁判員裁判は、真に必要な争点及び立証に

基づく公判廷での審理を経て、裁判員らの評議結果を表すものですから、判決書も、ポイントを絞った分かりやすいものとするのが想定されています。一方、判決書には、控訴審における判断対象としての機能、また、被害者、事件関係者らを含む国民に対し裁判所の判断を示し、司法に対する信頼または批判の資料を提供する機能も有しているとされます。分かりやすさとともに今までの判決書の質を維持することも求められています。

この判決書は、30分くらいの間で作成されたと説明がありましたが、一般的にそのように短時間で作成されることが前提となっているのですか。もし、事前にある程度判決書が作成されているのであれば、評議が方向付けされてしまうのではないのでしょうか。評議には、白紙の状態で臨む必要があるのではないのでしょうか。

作成時間については、模擬裁判ということで30分に設定されていましたが、実際の裁判ではどのようになるのか検討課題の一つとなっています。評議の結果を記載する事項は、当然、事前には準備できません。現実には、評議で出された意見や争点ごとの評議の結果を同時並行的に記録に残して行き、それらを最終的に整理して完成させるということになると思います。

公判前整理手続が行われますが、実務家である裁判官であれば、その手続で評議の方向も整理できてしまうのではないのでしょうか。

公判前整理手続では、検察側と弁護側から、争点と立証方法が示されるわけですが、証拠自体を見ることはできません。公判において、双方からの主張やいろいろな証拠が出され、その後、評議においては、裁判員から様々な意見が出されます。判決においては、それを集約、整理し結論を出すこととなるので、事前に、主文や理由を考えて、それに沿って評議を方向付けることは不可能です。

判決書には、裁判員の名前は記載されないのですか。傍聴人には、裁判員の顔は分かってしまうと思いますし、裁判員には、判断を下した責任があると思うのですが。

判決書には、裁判官の名前のみが記載されます。確かに、法廷では顔を見せることにはなりますが、裁判員の名前は、裁判員に対する危害を防止するためなどの理由により公にされないとされていますので、判決書にも記載されません。

この判決書を見ても、新聞の表記と比べると、まだまだ難しい言葉が使われているという感じがします。例えば、「自車」は、「自分の車」と表記すればよいと思います。素人から見て、必要もないのに敢えて難しい言葉にしていると思います。

「(罪となるべき事実)」と記載があり、それは、証拠によって認められた事実のことですが、一般の方には分からない。例えば、その表記に「証拠によって認めら

れた事実」などと説明を付記してもよいと思いますし、「住居」についても、「住所」でよいのではないかという意見もあります。

この判決書も、過渡的なものでありますし、今回の委員会での議論を含め、色々な意見を踏まえ、改善されていくことになると思います。

(3) 刑事裁判における被害者参加について

石井裁判官から、刑事手続における被害者参加制度及び損害賠償命令制度について説明がありました。

札幌地裁でも被害者参加裁判が行われていますが、被害者の意見によって裁判は、影響を受けるのでしょうか。

被害者のための制度ができたわけですので、影響が全くないということはないと言えますが、これまでの裁判と全く変わってしまうかと言うと、そういうわけでもないと思います。

被害者が法廷で意見を述べるわけですが、逆に、うまく伝わるように意見を言えるか不安だと思います。そのためにも被害者参加人のための国選弁護制度ができたと思いますが、被害者のアピールの仕方、刑罰に差が出てしまうのは、法の平等な適用の点で懸念があります。

逆に、被害者が法廷に出て来ない場合もあるわけですが、むしろ出て来ない被害者の声をきちんと同じように考えることも大切だと思います。

最近、被害者の声が強く訴えられ、一人の殺人事件でも被害者家族から死刑を望むと言われると、死刑とされてしまうというような方向に向かっていると漠然と感じています。裁判員として裁判に参加した場合に、情に流され、今までの常識と異なり、死刑判決が増えてしまうのではないかと懸念しています。

弁護士らの話を聞くと、これまで道内で出された被害者参加の裁判の判決では、想定された刑の上限に収まっているのではないかとされていますが、それが当然となってしまうと、裁判員になった場合、被害者側と逆の意見を言い出しにくくなってしまわないかと思っています。

被害者が法廷で目の前にいることとなるわけですから、これまでと異なり被害者の意見によって結果が変わるのは、ある程度やむを得ないと考えます。しかし、極端な被害者側の主張については、制限されなければならないですし、今まで以上に法廷において法曹三者の役割が重要になっているのは間違いないと思います。

刑法は重罰化の方向で改正がありましたし、社会の風潮も重く処罰するという考え方に変わってきていると思いますが、被害者参加制度は、重罰化のために設けられたものではありません。制度制定の趣旨は、これまで被害者が手続においてあま

りにもないがしろにされた来た、それを是正するというものです。

(4) 次回委員会の協議テーマについて

亀田委員から、前回の協議を踏まえ、本日提出の要望書記載の「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」の協議方法について提案がありました。

今回は、1時間程度「バリアフリー」について協議し、残りの時間については、委員らから出された他のテーマについて協議をしてはどうかと思います。具体的には、「バリアフリー」については、障害者からの裁判所に対する意見を聞きたいと思います。可能であれば、実際に障害者の方に委員会に来てもらいたいと考えていますが、難しければ、他の方法を事務局の意見も聞いて考えたいと思います。

来ていただく障害者の選定については、事務局の方で難しいのであれば、委員の方で、いくつか障害者協会を通じて、紹介していただくと考えています。

次回までに亀田委員と事務局との間で、来ていただく障害者の選定及び具体的に意見を聞く項目を調整していただき、その経過を各委員に連絡いただければ、次回に実際に障害者の方に来ていただき意見を聞くことでよいと思います。

今期の委員会では、裁判員制度を主として取り上げていますが、民事事件についても昨今の経済情勢を反映して事件数が増加し、大型の倒産事件もいくつか係属しています。民事事件についても、委員の方々に概況を知っていただいた上、協議していただければと考えています。

今後検討いただきたいテーマとして、簡裁民事事件などで被告側が法テラスなどに容易にアクセスする方法についてを上げておきたいと思います。

次回が6月ということであれば、裁判員制度施行後ですので、やはり裁判員制度について是非協議してほしいと思います。

以上の委員の意見を踏まえ、次回の協議テーマは、1時間程度の枠で「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」を取り上げ、障害者の意見を聞くこととし、30分程度「裁判員制度について」、残りの30分程度「民事事件の概況について」報告、協議することとされました。

6 次回の予定について

平成21年6月24日（金）午後3時から開催